※あくまでも原案であり、提案内容により変更が生じうる。

令和４年度 天塩・幌延地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）

委託業務処理要領（案）

１　目的

この要領は当該事業の委託者である北海道（以下「道」という。）が、天塩・幌延地区における市町村による捕獲が困難な場所において、広域的な捕獲活動を実施することにより、地域の農林業被害の軽減につながるよう、わな猟による捕獲を効果的に実施するための調査捕獲を実施し、より現地の状況に合わせた技術や体制を構築し、本格捕獲事業に引き継ぐことを目的として、○○　○○（以下「受託者」という。）に委託する令和４年度天塩・幌延地区調査捕獲事業（エゾシカ捕獲困難地対策事業）委託業務（以下「委託業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務内容及び実施方法

（１）わな猟による捕獲における効率的な技術・体制の効果等の実証

　　　銃猟が実施できないエリアにおける効率的、効果的な捕獲を推進するため、天塩・幌延地区においてわな猟による捕獲を実施し、地況、周辺環境やエゾシカの生息状態などに応じた技術や手法を駆使して、わなの適正配置や人員配置、作業の効率化など最適な捕獲方法の実証を行い、本格捕獲事業につなげるものとする。

　　ア　事前準備

　　（ア）調査捕獲の実施場所は天塩・幌延地区の国有林とし、受託者は道から入手した捕獲候補地の現地調査結果（シカ道の有無、食痕、糞等を確認する痕跡調査及び利用頻度・時間を把握する自動撮影カメラ調査結果など）を参照の上、エゾシカの捕獲方法の検討を行う。

　　（イ）具体的な実施場所は受託者の企画提案内容及び現地調査の結果を踏まえ、受託者と道とが連携して地権者と調整した上で決定する。

　　（ウ）受託者は、プロポーザルに基づく調査捕獲事業の実施計画書を作成し、道に提出するものとする。

　　（エ）この業務における捕獲は、道による許可捕獲で実施することとし、道は前述（ウ）の業務処理計画書の提出を以て、捕獲作業に従事する狩猟免許所持者に対し、当該業務による捕獲の許可をするとともに、捕獲許可証の発行を行う。

　　　　　なお、捕獲従事者は、捕獲作業に当たって捕獲許可証を必ず携行しなければならない。

　　イ　実施期間

　　　　調査捕獲の実施期間は、令和４年（2022年）１２月から令和５年（2023年）２月までの期間のうち45日間程度とし、その後引き継がれる本格捕獲事業の終了に合わせて、調査捕獲事業で行うわなの撤去作業までを実施期間とする。

※「ウ　調査捕獲」に関する下記の記述は参考例であり、提案内容により変更が生じうる。

　　ウ　調査捕獲（※誘導柵とくくりわなによる捕獲の場合）の実施

1. くくりわなの設置基数は３０基を基本とし、捕獲状況等に応じて、くくりわなへの誘導柵の設置場所や構造、効果的誘導の工夫などについて検討するものとする。
2. 調査捕獲における捕獲頭数は２０頭までとし、それ以降は、本格捕獲事業に移行する。

　　（ウ）エゾシカの捕獲に当たって、地形やエゾシカの行動特性などを加味した誘導柵とくくりわなの配置の考え方について整理すること。

（エ）捕獲したエゾシカの個体や痕跡などから捕獲に至らなかったと考えられる個体の分析を行い、誘導柵の設置やくくりわなの配置に問題があれば、修正を加える。

（オ）効率的な捕獲作業に当たることを前提に、エゾシカの行動を自動撮影装置（道が貸与する）により把握し、適当な捕獲作業間隔や捕獲頭数の設定を立てられるように分析、検討する。

（カ）捕獲したエゾシカについて、効率よく止め刺しを行い、また運搬や処分に供するための地域の実情に応じた処分方法をあらかじめ調整するほか、効率的な作業性の工夫などについて検討する。

（キ）個体処分について、ペットフード事業者への利用を検討する場合は、運搬方法とその他の留意点について考え方や、事前に事業者からどのような状態で搬入する必要があるかなどの情報を収集する。

（ク）調査捕獲により捕獲した個体の確認は、農林水産省で定めている確認方法に準じて行い、処分事業者による受け入れ確認書等の作成を行うこと。

　　ウ　調査捕獲（※囲いわなによる捕獲）の実施

1. 囲いわなの基数は１基を基本とし、捕獲状況等に応じて、わなへの効果的誘導や

設置場所や構造の工夫などについて検討するものとする。

1. 調査捕獲における捕獲頭数は２０頭までとし、それ以降は、本格捕獲事業に移行

する。

　　（ウ）エゾシカの捕獲に当たって、地形やエゾシカの行動特性などを加味した囲いわなの配置の考え方について整理すること。

（エ）エゾシカの誘因による囲いわなへの誘導などの分析を行い、わなの設置方法や配置に問題があれば、修正を加える。

（オ）効率的な捕獲作業に当たることを前提に、ＩＣＴによる遠隔操作による捕獲を前提とし、エゾシカの行動や集結状況を把握しながら、適当な捕獲作業間隔や捕獲頭数の設定を立てられるように、状況分析、効果的捕獲の改善方法を検討する。

（カ）捕獲したエゾシカについて、効率よく止め刺し又は生体捕獲を行い、また運搬や処分に供するための地域の実情に応じた処分方法をあらかじめ調整するほか、効率的な作業性の工夫などについて検討する。

（キ）個体処分について、食肉処理やペットフード事業者への利用を検討する場合は、運搬方法とその他の留意点について考え方や、事前に事業者からどのような状態で搬入する必要があるかなどの情報を収集する。

（ク）調査捕獲により捕獲した個体の確認は、農林水産省で定めている確認方法に準じて行い、処分事業者による受け入れ確認書等の作成を行うこと。

エ　その他

　　（ア）調査捕獲実施地入口には「調査捕獲実施中」と記載した注意看板を設置し、安全管理を徹底すること。

（イ）捕獲個体は、地域の実情に応じ、可能な限り食肉利用又はペットフードとして有効活用することを基本とするが、有効活用が困難な場合については、受託者の費用負担により一般廃棄物等（減容化施設処理含む）として適正に処理することとする。

（２）本格捕獲事業等への引継

　　ア　調査捕獲事業による捕獲目標に達した場合、受託者がプロポーザルで提示したとおり、わな施設は、本格捕獲事業に引き継がれるものとする。

　　イ　引き継がれたわな施設の維持管理等ついては、本格捕獲事業によって行われるものとする。

　　ウ　調査捕獲事業により、集積された効率的な捕獲方法により捕獲を行うものとするが、

　　　状況の変化に合わせ、簡易な修正をすることは差し支えない。ただし、大きな形状変更や場所の移設などは、土地所有者の了解を得てから行うこととする。

　　エ　本格捕獲事業による捕獲が終了したときに、再び調査捕獲事業にわな施設の管理が移管され、最終のわな撤去作業に移行できるものとする。

（３）わなの撤去

　　ア　設置したわな等の撤去については、周辺の立木、土地、運搬路などに影響を与えないよう注意して行うこと。

　　イ　捕獲個体運搬路の確保に伴う除雪に合わせ、わな撤去作業が滞りなく完了できるよう、除雪を行う事業者と調整を図ること。

　　イ　撤去終了後を写真撮影し、完了した状況を画像に残すこと。

３　契約期間

　　契約締結の日から令和５年（2023年）３月１０日（金）まで

（※本格捕獲事業終了後とすること）

４　業務処理計画書

　　受託者は、契約締結後速やかに、２に定めた業務ごとの作業内容や工程等のほか、詳細な業務処理計画書（別様式例）を作成し、道に提出するものとする。

５　成果品の提出

受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託業務の処理成果を記載した実績報告書（業務委託事務取扱要綱による様式）及び次に記載する成果品を道に提出すること。

なお、委託業務の実施に伴い撮影した写真データ（日付、撮影対象、作業状況等の確認が可能な情報を表示。）、捕獲個体確認書（写し）等は、成果品への使用の有無に関わらず、DVD-R等に保存の上、道に提出するものとする。

（１）委託業務報告書　紙媒体（Ａ４判）及び電子媒体（DVD-R等）各２部

６　成果品の取扱い

　　委託業務の成果品に附帯する著作権等一切の権利は、道に帰属するものとし、受託者は当該業務による成果を第三者に公開してはならない。ただし、あらかじめ道の承諾を得た場合はこの限りでない。

７　業務内容等の変更等

　　受託者は、やむを得ない事情によりこの要領に定める業務内容等の変更等を必要とする場合には、あらかじめ道と協議の上、承認を得ること。

８　業務処理要領に定めのない事項

　　この要領に定めのない事項については、業務担当員の指示によるものとする。

９　その他

1. 委託業務に必要な資材（誘導柵、くくりわな等）は受託者で用意することとし、受託

者で負担すること。

　なお、捕獲に資材を供するに当たって、各種作業を安全に行い得る十分な強度や捕獲に耐えられる資材であれば、中古品や廃材の活用について問わないものとする。ただし、捕獲作業終了後、腐食金属の流出や廃材の破片など、回収できないような状態で、周辺環境などに影響を及ぼす可能性があれば、これを認めないものとする。もし、影響を及ぼした場合は、受託者の責任で回収し、周辺の現状復元を図るものとする。

（２）この要領の内容に疑義が生じた場合には、業務担当員と事前協議すること。